

第5回 川崎市行財政改革に関する計画策定委員会
区役所のあり方検討部会
次第

平成28年2月24日(水)15:00～17:00

第3庁舎18階第1会議室

開 会

- 1 区役所改革の基本方針（素案）のパブリックコメント結果等について
- 2 委員と区長との意見交換
- 3 その他

閉 会

【配布資料】

- ・ 座席表
- ・ 委員名簿
- ・ 行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会設置要綱
- ・ 資料1 ……「区役所改革の基本方針素案」に関する意見募集の結果について
- ・ 資料2 ……区役所改革の基本方針（案）
- ・ 資料3 ……平成28年度の主な組織改正について
- ・ 資料4 ……大都市における区役所とコミュニティ政策
- ・ 資料5 ……コミュニティヘルスのあるまちづくり
- ・ 資料6 ……大都市制度について

第5回 川崎市行財政改革に関する計画策定委員会
区役所のあり方検討部会
次第

次第（事務局・部会長用）

平成28年2月24日(水)15:00～17:00

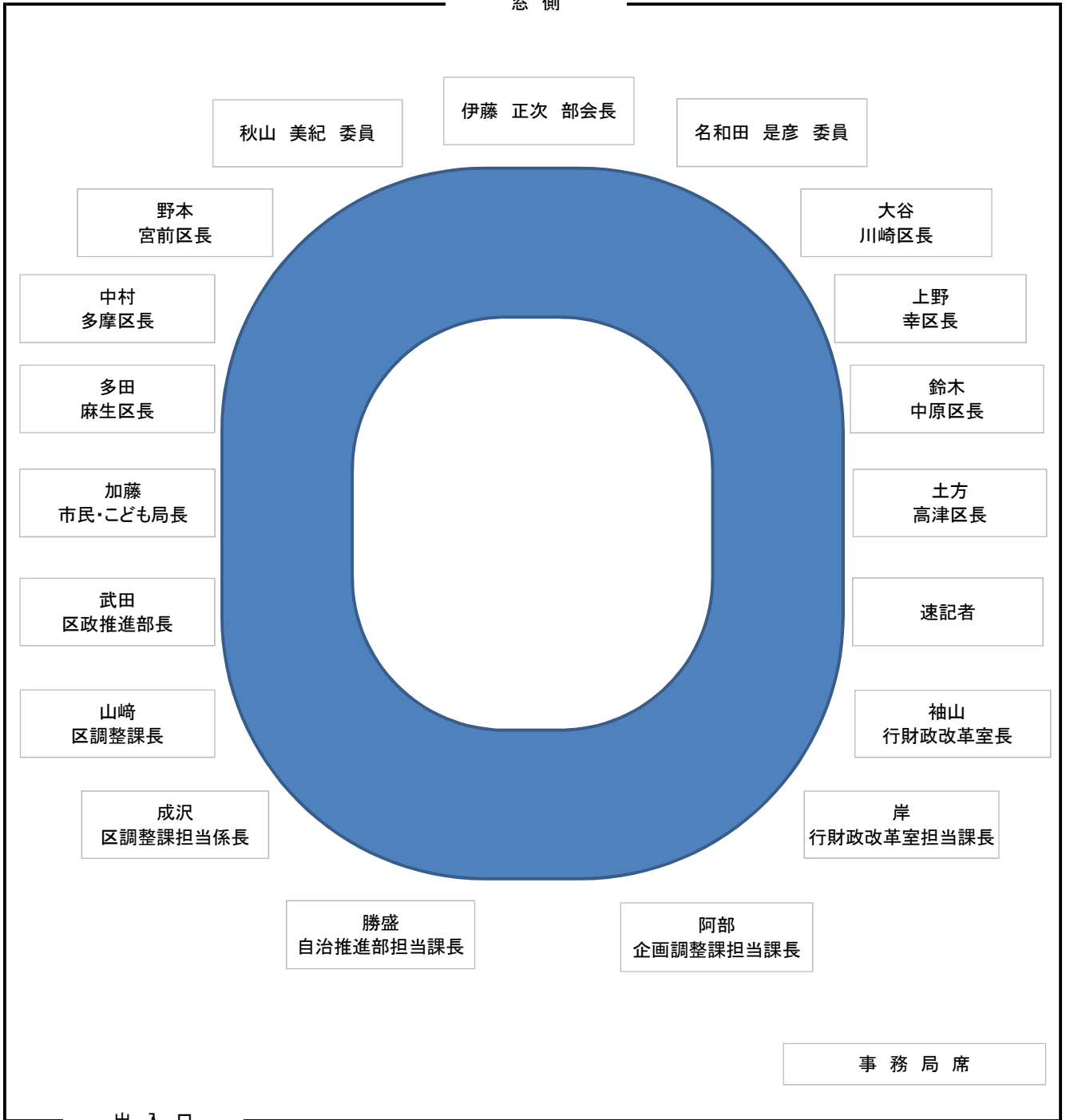
第3庁舎18階第1会議室

- | | | |
|-------|-----------------------------------|---|
| 15:00 | 開 会 | 司会（山崎課長）
・ 事務連絡、資料確認 |
| 15:02 | 1 区役所改革の基本方針（素案）のパブリックコメント結果等について | ・ 事務局説明
（山崎区調整課長）
➢ 資料1 「区役所改革の基本方針素案」に関する意見募集の結果について
➢ 資料2 区役所改革の基本方針（案）
➢ 資料3 平成28年度の主な組織改正について |
| | (質疑応答) | |
| 15:15 | 2 委員と区長との意見交換
先生方からの講話 | ➢ 名和田先生(20分)
➢ 秋山先生(20分)
➢ 伊藤先生(20分) |
| 16:15 | 意見交換 | |
| 16:55 | 3 その他 | |
| 17:00 | 閉 会 | |

第5回 川崎市行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会

平成28年2月24日(水)
第3庁舎18階 第1会議室

窓側



川崎市行財政改革に関する計画策定委員会

区役所のあり方検討部会 委員名簿

(50音順 敬称略)

	区 分	氏 名	役職等	備 考
1	学識経験者	あきやま みき 秋山 美紀	慶應義塾大学 環境情報学部准教授	
2	学識経験者	いとう まさつぐ 伊藤 正次	首都大学東京大学院 社会科学部教授	部会長
3	学識経験者	なわた よしひこ 名和田 是彦	法政大学 法学部教授	

行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市の区役所の役割・機能等について重点的に調査審議することを目的として、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、川崎市行財政改革に関する計画策定委員会（以下「委員会」という。）に区役所のあり方検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 局 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び同条例第2条の規定により設置された本部、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局並びに選挙管理委員会事務局をいう。

(2) 区役所 川崎市区役所等事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第20号）に規定する区役所、区役所地区健康福祉ステーション、区役所保健福祉センター健康ステーション、区役所支所及び区役所出張所をいう。

(3) 部会長 条例第8条第3項に定める部会長をいう。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項について、調査審議を行う。

- (1) 中長期的な区役所のあり方に係る計画の策定に関すること
- (2) 局区役所間の調整手法や人材育成のあり方に関すること
- (3) 区における住民自治に関すること
- (4) その他部会長が必要と認めること

(会議)

第4条 部会の運営は、条例に定めるところによる。

(関係者の出席)

第5条 部会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(決議)

第6条 委員会は、条例第8条第7項の規定に基づき部会の決議をもって委員会の決議とするときは、あらかじめその旨の決議を行うものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、市民・こども局区政推進部区調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。